

由良川下流圏域河川整備計画(変更原案)に関する意見および質問

資料1-2

番号	頁	行	種別	質 問 ・ 意 見	対応頁	事務局回答・対応方針	備 考
1.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題							
①	8	10	意見	下記のとおり修正いただきたい。 ①水質の環境基準達成状況に関して 【修正】 水質については概ね環境基準のA類型を満足する状況で推移している。(「概ね」を削除。) 【理由】 過去20年以上環境基準を達成しているため。	P8	由良川本川については過去20年以上環境基準を達成している。また、府管理河川については、過去5年以上環境基準を達成している。これらを踏まえて、「水質については概ね環境基準のA類型を満足する状況で推移している。」を、「水質については環境基準のA類型を満足する状況で推移している。」に修正。	庁内関係部局
②	8	13	意見	下記のとおり修正いただきたい。 ②全国水生生物調査結果に関して 【修正】 また、河川に生息する生物の～略～、4階級評価のうち上位2階級の評価となっている。(「2」を削除) 【理由】 平成24年度及び25年度の結果においては、上位1階級のみとなっているため。	-	由良川本川については、上位1階級のみとなっているが、府管理河川については、上位2階級の評価となっているため、変更原案のとおりとする。	庁内関係部局
1.2.3 河川環境に関する現状と課題							
③	9	3	表記	種名が変更されています。 「スジシマドジョウ中型種」→「チュウガタスジシマドジョウ」	P9	「スジシマドジョウ中型種」を、「チュウガタスジシマドジョウ」に修正。	庁内関係部局
1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標							
④	11	13	意見	「また、堰や落差工により魚類等の縦断方向の連続性が損なわれている箇所については魚道整備等を必要に応じて検討し、」とあるが、検討に当たっては、既設の農業水利施設の機能に支障が生じないよう配慮されたい。	-	検討の際に、十分調整を行う。	庁内関係部局
2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所							
⑤	12 ～ 31		意見	実施に当たっては、既存の農業水利に影響が生じないよう配慮されたい。	-	実施の際に、十分調整を行う。	庁内関係部局

由良川下流圏域河川整備計画(変更原案)に関する意見および質問

資料1-2

番号	頁	行	種別	質 問 ・ 意 見	対応頁	事務局回答・対応方針	備 考
2.1.7 大砂利川							
⑥	24	7	意見	「整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することは自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。」ということについて、水が汚いと生物が育たないので、そこから徹底的に〇〇することが大事であると思います。それがだめだと生物が育たないので、これは大事なことだと思います。 ※〇〇は判読不明な文字	-	水質の保全に努めるとともに、整備の際に、水辺環境に十分配慮する。	府民意見
2.2.2 河川の維持の種類、施行の場所							
⑦	34	18	意見	エ.その他 宮津市から海岸漂着物処理事業において「梅雨の時期や台風等の大雨の後には、由良川から海に流出した多量のゴミが海象条件により(栗田半島周辺の海岸に)漂着する場合がある」との報告がありますので、この点も計画策定に考慮いただくとともに、除草後の適切な管理についてもお願いします。	-	洪水の流下に支障となるゴミの除去や除草に際して、適切な管理に努める。	庁内関係部局
3.4 由良川下流域圏の健全な水環境に向けた取り組み							
⑧	36	8	意見	(現行) 森林及び農地の管理、保全について、関係機関との連携に努める。 (修正案) 森林及び農地の管理、保全について、府民や土地所有者、関係機関との連携に努める。 (理由) 行政機関だけでなく、府民ぐるみの取組とすることを打ち出すべき	P36	「森林及び農地の管理、保全について、関係機関との連携に努める。」を、「森林及び農地の管理、保全について、府民や土地所有者、関係機関との連携に努める。」に修正。	庁内関係部局